

令和6年12月3日

午後4時

## 職員の官製談合防止法違反などに係る判決に関する市長コメント

本日、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）違反などにより起訴された職員に対し、盛岡地方裁判所において懲役1年6カ月、執行猶予3年の判決が言い渡されました。

このことに対する市長コメントは以下のとおりです。

## 記

## ○市長コメント

本市の職員が関与したこの度の不祥事により、市政に対する市民、関係者の皆さまからの信頼を著しく損なう結果となったことをあらためて深くお詫び申し上げます。

当該職員に対する処分については、判決の確定を踏まえ対処してまいります。

一連の不祥事による判決を重く受け止め、職員一人一人が公務員としての自覚を高め、公平、公正な事務を遂行するため、職員の服務規律、法令遵守の徹底を図ってまいります。また、入札制度等の見直し、改善に係る最終案を年内に取りまとめることとしており、一連の改革を着実に実施し、市民、関係者の皆さまからの信頼回復に向けて、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

## 問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

## 【職員の服務規律に関すること】

総務部職員課 課長 菊川

電話：(0191)21-8186 (ダイヤルイン) FAX：(0191)21-2164

メールアドレス：shokuin@city.ichinoseki.iwate.jp

## 【入札制度に関すること】

総務部総務課 課長 後藤

電話：(0191)21-8223 (ダイヤルイン) FAX：(0191)21-2164

メールアドレス：somu@city.ichinoseki.iwate.jp